

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月4日

函 館 税 関 長            鶴 卷 嘉 一

1. 被許可者の住所及び名称

東京都中央区月島四丁目16番13号

三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社  
(法人番号：4010001058090)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：室蘭税関支署）

三菱製鋼室蘭特殊鋼株式会社 保税蔵置場

室蘭市仲町12番地

3. 更新した期間

自 平成31年5月1日

至 平成37年4月30日